

●●●●組合規約

令和5年●月●日制定

(目的)

第1条 本組合は、共同での自給飼料の生産、効率化による生産コストの低減を目指し、畜産業経営の安定化を図ることを目的とする。

(各称)

第2条 本組合は、●●●●組合と称し、事務所を組合長宅に置く。

(事業)

第3条 本組合は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 自給飼料の生産のため、共同作業の実践
- (2) 作業機械の共同利用の推進
- (3) その他、必要と認めた事項

(構成)

第4条 本組合員は、自給飼料を利用する畜産農家、畜産経営法人（家族、役員含む）または本組合の趣旨に賛同する耕種農家、農業経営法人（家族、役員含む）をもって構成する。

2. 本組合の組合員は別紙のとおりとする。

(役員)

第6条 本組合に次の役員を置く。

- (1) 組合長1名、理事若干名、監査役1名
- (2) 役員は、構成員のうちから互選し、その任期は2カ年とする。但し、欠員が生じた場合における任期は前任者の残任期間とする。
2. 組合長、副組合長、監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、会計は組合長が指名するものとする。
3. 理事は、組合長を補佐し、組合長が欠けたときは組合長を代行する。
4. 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員会)

第6条 役員会は必要に応じて組合長がこれを招集し、議長となる。

2. 役員会は、役員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
3. 役員会の議決は、出席者の過半数により決する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総 会)

第7条 総会は、毎年度1回組合長が招集し、次の事項を審議する。但し、組合長が必要と認めた時、または会員の2分の1以上の要求があった場合臨時総会を開催しなければならない。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) 役員の選出
- (4) 規約の改廃
- (5) その他必要な事項

(会計年度)

第8条 本組合の事業及び会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(雑 則)

第9条 この規約に定めた事項のほか、必要な事項は総会で定める。

附 則

本規約は、令和5年●月●日より施行する。

第10条 本組合の最初の事業年度は、本組合設立の日から12月31日までとする。

別紙

● ● ● ● ● 組合員一覽